

地名説話の始原と詔るについて

長野 一雄

一

『風土記』は地名説話集の観を呈する。和銅六年五月甲子の勅に、

畿内七道諸国郡名著好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具録色目。及土地沃瘠。山川原野名号所由。又古老相伝旧聞異事。載于史籍宜言上。

とあるが、産物記事はわずかで、「山川原野名号所由」と「古老相伝旧聞異事」で埋め尽くされている。その「古老相伝旧聞異事」も、「山川原野名号所由」と同じく、地名を軸とし、それにともなつて記してある。どうやら古代人は、「名号所由」にこだわる濃厚な意識を持っているように思える。地誌でもない『記』『紀』に地名説話

の散見することがその傍証となる。

地名説話は一元的でなく、変化の歴史をもつ。永山勇氏は、地名説話の展開を、(一)古代伝承形態のもの、(二)中間的段階のもの、(三)解釈的態度のもの、とおおまかに区分している。(注1) また秋本吉徳氏は、神を命名者とするもの(地縁共同体社会)、天皇を命名者とするもの(部民制社会)、人を命名者とするもの(律令制社会)、に分けている。(注2) 変遷がどうであろうとも、「名号所由」を記そうとする

のは、始原意識のなせるわざではなからうか。始原意識が働くのは、歴史意識が作用しているからであつて、ここに『記』『紀』と同じく、歴史に関心をもつ時代思潮を感じとるのである。例えば『出雲風土記』大原郡に、

○所以號大原者 郡家東北一十里一百一十六歩 田一十町許平原也 故號曰大原 往古之時 此處有

郡家^一今猶追^レ舊號^二大原^一今有郡家^一號云斐伊村

○神原郷 郡家正北九里 古老傳云 所^レ造^二天下^一大

神之御財 積置給處也 則可^レ謂^二神財郷^一而 今人

猶誤云^二神原郷^一耳。

とある二記事をみると、今に対して往古を大切にしようとする意識が濃厚に伺える。また『播磨風土記』揖保郡の一条、

越部里^{舊名皇} 土中々 所^レ以^レ號^二皇子代^一者 勾宮天

皇之世 寵人 但馬君小津 蒙^レ寵賜^レ姓 為^二皇子

代君^二而 造^二三宅於此村^一 令^二仕奉^一之 故曰^二皇子

代村^一後 至^二上野大夫結^二卅戸^一之時^上改號^二越部里^一

一云 自^二但馬三宅^一越來 故號^二越部村^一

などをみると、旧名の由来をまず記し、次に今の名の由来を記し、さらに今の名の別説を記しておいて、旧を大切にする意識、由来を大切にする意識が伺える。

にもかかわらず地名説話には、『播磨風土記』の応神

天皇説話のように、創作とみられるものがあり、また地名説話が、まるで文学的形象の一方法として利用されて

いるかの如きものがある。例えば『播磨風土記』賀古郡

の印南別嬢求婚伝承においては、地名説話が主人公の行動を語り、地名が主人公の行動の軌跡を記すために利用

され、いわゆる道行文の如きものを形成しているのではあ

る。

る。

このような地名説話の多面的風貌は、万葉歌が長い歌謡史の伝統の上に成り立っているのと同じく、その変遷してきた歴史の厚みを覗かせ、和銅六年の勅命によって誕生したものと単純に言えない混沌を感じさせる。すでに吉野裕氏は、国讃め型の地名説話成立の基底には、国見儀礼（および類似形態の神祭り）の古い記憶が沈澱している^(註4)と見ていいとし、土橋寛氏は、地名説話のパターンの根底にあるのは、地名はその土地の支配者に由来するという思想だ、と発言している^(註5)。土地支配者の儀礼が、地名説話誕生の遠い母胎ということになるうか。

だとすると、そうした儀礼が、地名説話の上にとどのような形跡をとどめ、どのような展開を示しているのだろうか。地名説話が背負う模糊たる混沌の解明に努めてみたい。

二

現存五『風土記』の地名説話の地名は、神や天皇（皇族）・主長や氏祖の発言によって生れているものが最も多く、約百話（厳密には数えにくいので）である。さらにその中でも詔言によるものが一番多く、約八一話（詔る）という語が実際に用いられているのは六七話で、残り一四話は

用いられていないが、そうあったとされるもの()である。

ところで、この詔言がどんな場合に用いられているかを、本来の地名説話と目される『出雲風土記』に限ってみると、次のようになる。

一 国造り(5)、二 国造り国ぼめ(2)、三 国占め(2)、四 国土平定巡行(3)、五 神の来臨鎮座(4)、六 土地探し(1)、七 土地の特徴をいう(2)、八 居住地定め(1)、九 宮造り(1)、十 部民設定(1)、十一 恣意的発言(2)、となる。

これらを見ると一、五、九、十が明らかに土地支配と関係しており、いかに支配意識が濃厚に働いているかを確認できる。そこでまず、地名説話にみられる「詔る」という言葉に注目してみたい。

折口信夫は、「のるといふのは、上から下へ命令する事である。上から下へ言ひ下された言葉によって、すべての行動は規定される。」と記し、「詔る」には規制力があるとみる。

白石光邦は、「のり」は人の体内深く宿る靈魂若しくは靈力が、言葉と共に口より出でて、対象に呪的效果を及ぼす。^(注8)とし、靈力による呪的働きとみている。

太田善磨氏は、「語根は「のぶ」(述)と同じで、現代語に訳せば「口に出して言う」ということになるが、

「のる」の方には通常でない何らかの呪的觀念が要素的に感じられているように思われる。」とし^(注9)呪術性を特徴とみている。

土橋寛氏は、「ノルは隠れているものが外に現れること(占にノル)、また外に現すこと(名をノル、心をノル)を原義とし、それが特に靈感をもつ王や呪師によって「御言ノリ」として発せられる場合は、強い強制力を發揮するところから、「法」の意味を分化していったのである。^(注10)とし、強い強制力を重視している。

時代別国語大辞典上代篇は、「宣言する。言う。ツグ、イフ、カタル、トフなどの語と違って、ノルは本来呪力を持った発言であつたらしい。…中略…天皇の発言や重要な発言に使われ、やがて、イフの敬語になつていく。」と記し、呪力ある発言とする。

以上、諸説に大差がみられず、総合的にいって、「詔る」は呪的效果をもち、外に向って言い出された強制力を發揮する発言、と考えられる。次の例はそれをよく示している。

○ 此時伊邪伎命、大歡喜詔、吾者生_三生子_二而、終_二於_三生得_三三貴子、即其御頸珠之玉緒母由良邇_{此四字以音取}由良邇志而、賜_三天照大御神_二而詔之、汝命者、所知_三高天原_二矣、事依而賜也。故、其御頸珠名_謂

御倉板擧之神。訓板擧云多那次詔三月讀命、汝命者、所知之夜之食國^一矣、事依也。訓食云須次詔建速須佐之男命、汝命者、所知^二海原^一矣、事依也。冥須（神代記、三貴子分治）

○否と言へど語れ語れと詔らせこそ志斐いは奏せ強語と詔る（万葉、一三七）

「詔る」をそのように理解すると、地名説話の場合は、神や天皇が土地の精霊・土地の神に、殊更言い立て、言い聞かせていることになる。折口信夫はまた、「のりとは、のりを発する場所の事で、神座の事である。而して、此神座で発する言葉が祝詞である。」とし、「祝詞は、只今では変った形をして居るが、もとは土地の精霊に言い聞かせることばであった。」と記している。（注11）とすると「詔る」は、神座に關係なく、土地の精霊や神に言い聞かせているのである。

ここで『風土記』の次のような地名説話に注目してみたい。

- 一 三處郷 即属郡家^一 大穴持命詔、此地田好 故吾御地占詔、故云三處^一（出雲、仁田郡）
- 二 来次郷 郡家正南八里 所造天下^一大神命詔、八十神者 不置青垣山裏^一詔而 追癡時 此處追次坐 故云来次^一（出雲、大原郡）

三 宇波良村 葦原志許乎命 占国之時 勅云 此地小狭 如三室戸^一 故日表戸^一（播磨、宍粟郡）

一は、大穴持命がよい田地を占有しようとした説話である。二は、大神命が他の神々を追放し、自分の占有地にしようとする説話である。三は、葦原志許乎命が国占めを行なったとき、土地の特徴によって命名した説話である。

この三説話の中では、一の説話が、初めて土地を占有しようとする時の有様を、最もよく示しているかも知れない。まず国見の行事があったと予想され、そこで土地の良さをほめ、自分が占有することを宣言していることにある。まさに土地の精霊や神に言い聞かせていることになり、「詔る」という語の二度にわたる使用が、土地神に殊更に言うことの重要性を浮き立たせている。こうした儀礼を通過しなければ、その地に住むことは不可能なのであった。

次の例も地名説話の原態を保っているのではないかと考える。

- 所^一以稱談奈志^一者 伊和大神 占^一国之時 御志植^一於此處^一 遂生榆樹^一 故稱^一名談奈志^一（播磨、揖保郡）
- おそらく国を占めたとき、榆の木はすでに生えていた

のではなからうか。御志をたてると生えたとするのは、説話化が進んだせいであり、この点でこの説話は新しさをもっている。しかし、国占めと命名とがあった点で、原態を保っているのである。総じて『播磨風土記』の地名説話は、神話に仮託して地名説話を作ったり、族長や国造の国見巡行を、天皇に仮託して地名説話を作っている例がほとんどで、地名説話としての古体からは程遠いものが多いと思われるのである。

地名説話の始原は、このように初めて土地を占めようとしたとき、族長が自己の信奉する神の名において、土地の既存の精霊や神に、土地を占有することを詔り、同時に命名した地名を告げたことにあるのではないかと考へる、それは初めて侵入した土地である場合もあり、すでに他族が占有していた土地である場合もあって、後者の場合は争いが起りがちだった。『播磨風土記』の天日槍伝承がそれを語っている。

一粒丘 所以號一粒丘者 天日槍命 從韓國一度來
到於宇頭川底 而乞宿處於葦原志擧乎命 曰 汝
為國主 欲得吾所宿之處 志擧 即許海中
爾時 客神 以劍攪海水而宿之 主神 即畏客
神之盛行 而先欲占國 巡上到於粒丘 而食
之 於此 自口落粒 故號粒丘 其丘小石 皆

能似粒 又 以杖刺地 即從杖處 寒泉湧出
遂通南北 々寒南温(揖保郡)

二 奪谷 葦原志許乎命 與天日槍命 二神 相奪

此谷 故曰奪谷 以其相奪之由 形如曲葛
(六禾郡)

一では先にいた一族の神を主神とし、後から入って来た一族の神を客神としている。客神が主神に対し、自己の強大な靈力で威嚇しているのである。二は土地の相奪を語っている。族と族との争いは、信奉する神と神との争いであり、総ては神の名において行なわれる。土地占有に際し、土地神に対して強制力をもつ呪言を、言い立て言い聞かせる必要があるのである。

『常陸風土記』行方郡の、箭括の麻多智の説話は、「詔る」という字の失せた後代のものだが、土地占有に際して儀礼のあったことが分る例である。

古老曰 石村玉穗宮大八洲所敷天皇之世 有人箭括
氏麻多智 截自郡西谷之葦原 墾闢新治 勿令
時 夜刀神 相群引率 悉盡到來 左右防障 勿令
耕佃 俗云 謂爲夜刀神 其形蛇身頭角 率引免難時 有見於
一人者 破滅家門 子孫不絶 凡此郡側郊原 甚多所住之
是 麻多智 大起怒情 着被甲鎧之 自身執仗
打殺驅逐 乃至山口 標槍置塚堀 告夜刀神
云 自以此上 聽爲神地 自此以下 須作

人田^一 自^一 今以後 吾為^二 神祝^一 永代敬祭 冀勿^レ
崇勿^レ 恨 設^レ 社 初祭者 卽還 發^二 耕田一十町餘^一
麻多智子孫 相承致^レ 祭 至^二 今不^レ 絶

土地神の崇りを恐れ、標の杖を塚の堀に立てて土地占有を告げ、祭ることを言い立てているから、「詔る」行為であると言つてよいだろう。杖を塚に立てて詔る行為は、儀礼そのものである。岩田慶治氏は、アニミズムから土地神への移行を、焼畑民族から水田稲作民族への変貌によるものとして(注18)している。してみると土地神に詔る儀礼は、古く稲作農耕の始まった時代にその始原を求めることができるのである。共同体の成員が土地を占めて定住しようとしたとき、まず国見をし、土地をたたえ(土地神をたたえ)、占有を告げ、地名を告げる。土地に命名すること、名を与え告げること、それは土地を自己のものとするための必須の儀礼であつたに違いない。命名しなければならなかつたのである。これが、土地神に「詔る」行為に、必ず地名のつく根源であろう。命名し告げる詞は地名説話のほとんどに欠けている。特に古体をもつ『出雲風土記』の地名説話にそれがない。しかしこれは、地名説話の表現パターンがもたらしたせいではなからうか。説話の結語として「故云ニ八雲立出雲。」と、地名を記すので、その前の「詔る」詞の中に地名の命名を

告げる表現は抜けるのである。その証拠に、常陸・豊後・肥前の新しい地名説話では、この表現パターンがくずれているため、一例を挙げると、

昔者 纏向日代宮御宇天皇 從^二 豊前國京都行宮^一
幸^二 於此郡^一 遊^二 覽地形^一 嘆曰 廣大哉 此郡也
宜^二 名^三 碩田國^二 大分^一 今謂^二 大分^一 斯其縁也。

と、天皇の發言の中に地名が入っている。この文のスタイルは新しいのだが、神や天皇の詔られた發言の中に地名の入ってくる表現形式は、土地占有の儀礼時の「詔る」詞章に近いのではなからうか。

名は、古代人にとって自己の靈魂であり、生命的部分であつたとフレイザーは記している(注19)。だから人名を告げることができるのは、自己の生命を告げた人に託すことになる。

『万葉集』巻頭の雄略歌は、

籠もよ み籠持ち 掘串もよ み掘串持ち その岳
に 菜摘ます兒 家聞かな 告らさね そらみつ
大和の国は おしなべて われこそ居れ しきなべ
て われこそ座せ われこそは 告らめ 家をも名
をも

と歌うが、女性が名を告げるとは、相手に身を託すこととなるわけだつた。次の歌もその参考になる。

卑人の名に負う夜声いちらくわが名は告りつ妻と

持ませ（巻一、二四九七）

この歌について大久間喜一郎氏は、「女性が自分の名を相手の男性に告げるといことが、妻として遇されるための大きな条件であったということがはっきりする。」と記している。^(注14)

名が魂から出るものである限り、他に転じても人名と同様に理解してよいのではなからうか。土地を占有しようとする族長が、自分の命名した地名を告げることが、その地を神に所有してもらふこととなり、神の守護を得ることになる。神の守護を得るために、地名を告げることが必要だったと考えられるのである。乗岡憲正氏は、名は靈魂の一部であり、従って人格の一部でもあり、人名のみでなく地名や物名の一つ一つが予祝贊美の呪言信仰を潜めているとして^(注15)いる。

以上は、土地神に「詔る」行為に必ず地名のつく根源を考えたのだが、そうした儀礼が即地名説話化したとは考えられない。地名説話が生れるには、何らかの必要條件が、あるいは誕生に必要な胎盤のような役目を果たす素地があったものと考ええる。

そこで私は、ここにトゥククッションをおいて考えてみたい。

それは、まず初めに、後々の国見儀礼と深くかかわら

せて考えてみることである。そこで、農耕予祝の国見儀礼の際、祭りとして何が行なわれたかを想定してみると、土地神への祈念と共に、国占めの始原を再現する語りが、族長下の語部によって語られたのではないかと考える。祖神の国占めの神話的始原が、語りによって再現されるのである。その語りが、地名説話の始原ではなからうか。つまり、国見の行なわれる農耕予祝祭で、土地占有に際しての儀礼行動の始原を再現する語りが、地名説話の母胎と考えるのである。

このことを教える証拠は余りにも乏しい。けれども唯一の貴重な資料が残っている。それは、『出雲風土記』意宇郡の、有名な八束水臣津野命の国引きの詞章である。この詞章は、祖神八束水臣津野命の、国見と、国作りと、命名の一連の伝承行動を語るが、それは出雲国造家の語部が、国見儀礼時に語ったものに違いない。土橋寛氏は、『出雲風土記』の地名説話の背後には、出雲の族長の国見があったと考えてよからう。^(注16)と記し、益田勝美氏は、「莊重な語られた伝承」^(注17)「出雲国造家が大切に伝承して来たものに違いない。」として^(注18)いる。また儀礼と関係して存在してきたことについては、武田祐吉が「もと地方の祈年祭の祭詞」^(注19)であったとしている。この詞章についてはさらに次章で考えてみたいが、諸氏の意

見を参照に、農耕予祝の国見儀礼時に語られてきた、祖神の国占めの儀礼行動の神話の始原の語り、とみておきたいのである。地名説話はこうした語りを母胎とし、八世紀の政治的施策というもう一クッションを経、その時地名を頭に置き最後に「故曰^(注20)ミニ」という、中国の地誌の表現形式の影響を受けて、誕生したものである。

三

儀礼行動の中心は土地神に詔ることにあると思われるが、その詔る詞についてはどう考えるべきだろうか。

特に詔る詞の始原はどうであつたらうかを考えてみたいが、その明確な認定法があるはずもない。しかし、詞は「詔る」言葉の中味をさすことになるのだから、現在の地名説話から推定の手掛りはえられる。今、『出雲風土記』から比較的長く詔られた言葉を列挙してみよう。

- 一 大穴持命 越八口平賜而、還坐時 来坐長江山而詔 我造坐而 命國者 皇御孫命 平世所知依奉 但八雲立出雲國者 我静坐國 青垣山廻賜而 玉珍 置賜而守 (意宇郡母理郷)。
- 二 此處者 國雅美好 國形如畫轡二哉 吾之宮者是處造者 (秋鹿郡惠曇郷)。
- 三 五十足天日栖宮之縱横御量 千尋栲繩持而 (百結

結 八十結結下而 此天御量持而 所造天下大神之宮造奉 (楯縫郡楯縫)。

四 此國者 非大非小 川上者 木穗刺加布 川下者 阿志婆布這度之 是者爾多志積小國在 (仁多郡仁多)。

以上について、内容を列記してみると次のようである。

一〇大穴持命が天皇に統治権を委譲する。

〇大穴持命が自分の鎮座と処遇を告げる。

二〇未開地の美しさや形を言う。

〇宮造りを宣言する。

三〇高天原の宮殿の尺度で、大きく整った宮殿を強固に造ることを望む。

四〇国がほど良い大きさを、木や葦が繁茂し、水気の豊かな地であることをたたえる。

これらを見ると、天皇の統治や神の鎮座、国見による国土賛美、神の立派な宮殿造営の意志を告げていることが分る。天皇の統治になっているのは新しく変化しているからで、元は族長の統治であつたとみてよい。ところで問題は、この内容が後代の祝詞と類似面をもつことである。例えば「出雲國造神賀詞」の次のような部分はどうだろうか。

(一)高天能 神王、高御魂命能、皇御孫命爾、天下大八嶋

國乎 事避奉之時……。

(一) 國體見爾遣時爾……中略……天下乎見廻且、返事申給久

……。

(二) 皇御孫命爾、安國止平久所_レ知坐_之采_乎申且……。

(四) 乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐_乎大倭國申天、

己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛玉命登名乎

称夫、大御和乃神奈備爾坐……中略……皇孫命能近守神登

貢置天 八百丹杵築宮爾靜坐支。

(一) は神が天皇に統治を託したことが述べられている。

(二) は天上からではあるが国見していることが述べられている。

(三) は(一)と似て、天皇に統治を託すことを述べてい

る。(四)は大穴持命が守護神を配して天皇を守り、八百丹

杵築宮に鎮座したことを述べている。以上によって、天

皇の統治や神の鎮座、国見などが記されていることにな

る。また各祝詞にきまり文句のように述べられる、「下

都盤根_爾宮柱太知立 高天原_爾千木高知且 皇御孫命乃

瑞_能御舍乎仕奉且」は、立派な宮殿の造宮をいう言葉で

あり、先記(三)の『出雲風土記』楯縫部楯縫の地名説話

と、表現は違っているも内容は類似している。

また「大殿祭祝詞」の次のような表現、

以_レ天津御量_二且、事問之盤根本_能立知、草_能可岐葉_乎言

止且、天降利賜_比食國天下登、天津日嗣所_レ知食_須、皇

御孫之命能御殿乎、今奥山_能大峽・小峽_爾立留木乎、

齋部_能齋斧乎以且伐採且、本末_{波乎}山神_爾祭且、中間乎

持出来且、齋鉏乎以且、齋柱立且、皇御孫之命乃、天

之御醫・日之御醫止造奉_レ仕流_禮瑞之御殿……。

なども、天子の立派な宮殿造宮をいう表現である。この

祝詞では、出雲楯縫部の地名説話の詞章と比べて、「天

御量持而」と「以_二天津御量_一且」、「所_レ造_二天下_一大神之

宮造奉」と「皇御孫之命乃、天之御醫・日之御醫止造奉_レ

仕流_禮」の表現に類似性がみられる。

このようにして、土地占有の儀礼時において詔られた

とおぼしき詞章が、延喜式祝詞群におぼろげな痕跡をと

どめているとみられる。このことがもつと明瞭に理解で

きるのは、先記した『出雲風土記』意宇郡意宇の、国引

きの地名説話であろう。この説話は、国引きによる国土

造宮を語るが、その詞章が祈念祭祝詞と類似性をもつた

め、古くから諸氏により注目されてきたとする石母田正

氏は、真淵以来の先学の研究に考察を加えつつ、祈年祭

祝詞の辞別の詞章に注目し、「辞別に国引きの詞章が挿

入されてくる理由は、その本文とみるべき右の生島・足

島の祝詞にすでに国引きの詞章が挿入_(注2)されていたことに

もとづくものと考えるのが自然である。」としている。

そして当の国引き詞章は、国造の存在と支配とを基盤と

して成立したと、地方における祭祀儀礼とはなれて成
立も伝承もなかったこと、を指摘している。^(注22)

国引きの詞には成長の過程があると思え、最終的には
出雲国造家の手により完成したことが、諸氏により指摘
されている。^(注23) それだけに、元の詞はもう少し違った体裁
をもっていたと考えられるのである。

この国引き説話は、「亦」の語で意宇郡内の別の地名
をつないでいるが、そのせいで「詔」の語が計八回も頻
出する。このため「詔」の語の間には含まれた八東水臣
津野命の行動を記す表現は、詔る詞と関係ないかの感
を与えるが、実はそうではない。

一 所^ニ以^テ號^ス意^ノ字^ニ者 國引坐八東水臣津野命詔

二 八雲立出雲國者 狹布之稚國在哉 初國小所作 故
將^ニ作^ル縫^ハ詔^ト而

三 榜衮志羅乃三崎矣 國之餘有耶見者 國之餘有詔而
四 童女胸鉏所取而 大魚之支太衝別而 波多須々支穗

振別而 三身之綱打挂而 霜黑葛聞々耶々爾 河船
之毛々會々呂々爾 國々来々引来縫國者 自去豆乃

折絶^ニ而 八穗爾支豆支乃御崎 以^レ此^而 堅立加志
者 石見國與^ニ出雲國^ノ之^ニ塚有 名佐比賣山是也 亦

持引網者 藺之長濱是也

一は石母田正氏の分析通り、地名説話の形式を用いた

後代に作成の序の部分、二は元の国土が小さいので、版
図を拡大しようとする意志を告げる。後に出雲国造とな
る出雲族の勢力が、国土を拡大占有したことを示すもの

で、その始原を語る神話である。三は「国の余りありや
と見れば」と言い、明らかに国見が行なれている。国見
により地勢を告げているのである。四は、八東水臣津野

命の国作りの行動を記し、二・三の詔る発言行為と異質
のようにみえるが、そうではない。二も三も四も、結局
は八東水臣津野命がかくされたという神話的幻想の部分
であり、国作りの始原を語ろうとする詞章である。二・
三と四とは同時期にできたものではなく、四はたとえ出

雲国造家の作った後代の祝詞のごとき詞章であるにして

も、土地占有の儀礼の際の祝詞のごとき詞章であるにして
志を土地神に告げ、国の地勢を望見し、国作りを終えて

地名を告げるのは、一連のもので、始原を語る神話幻想
による詞章である。それぞれの詞のできた年代に差があ
り、さらに古老の語部の語りを基に地名説話化されてい
るので、幾度かの変化を経てここに定着していると考え

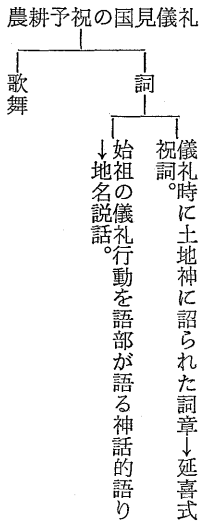
られる。そこで元の詞章を想定すると、国占めや、国見
や、国土造営や、土地命名の各始原を語りこめた祝詞的

な神話であって、おそらく出雲国造家が、年々の農耕予
祝の国見儀礼時に、始原を再現して土地神に詔っていた

ものであろう。

以上によって地名説話は、土地占有時の国占め、国見、命名の儀礼行動が、後々の農耕予祝の国見儀礼時に、始原を再現して語られた語りを母胎として、生まれていることをまず指摘したい。ついで、その土地占有時に土地神に詔られた詞章が、後の祝詞の母胎になっていることを指摘したい。地名説話は、「…と名づくる所以は…故…という。」という表現形式を用い、その型に簡略にあてはめるため、「詔る」詞章を分断しているのである。

ところで、後々の農耕予祝の国見儀礼は、土地神への祝詞と、始祖の国占めの始原を語る語りと、歌舞とから成り立っていると想定する。それ故この観点から、論を総括して図式を示してみる。



この論では、詞の部分のみを問題としたことになる。

注1 『国語と国文学』昭和三十七年二月号所収「風土記に

おける地名説話の種類と展開」二五～二六頁。

2 『国語と国文学』昭和五十一年四月号所収「地名起源説話の特色」

3 『国文学研究』第六四集所収「播磨風土記応神天皇説話の作成法」

4 『風土記』三七二頁。

5 『風土記』上田正昭編二八一頁。

6 土橋寛氏『古代歌謡と儀礼の研究』三〇二頁。氏は『出雲風土記』は地名説話本来の姿を保有しているに對し、常陸・豊後・肥前の三風土記は地名説話本来の姿から遠ざかっているとされている。

7 折口信夫全集第一卷二〇三頁。

8 『祝詞の研究』八一頁。

9 『古代日本文学思潮論』八八頁。

10 『日本の古代信仰4』所収「寿詞と祝詞」一六二頁。

11 折口信夫、前掲書(7)三四一頁。二〇三頁。

12 『カミの誕生』世界の宗教10二〇六頁。

13 『金技篇(二)』岩波文庫一九〇頁。

14 『古代文学の源流』二三五頁。

15 『古代伝承文学の研究』六二～六五頁。

16 前掲書(6)三一頁。

17 『説話文学と絵巻』六六頁。

18 『古事記大成2』所収「古事記における説話の展開」

- 19 『出雲国風土記の研究』三〇六頁。
小島憲之氏『上代日本文学与中国文学上』五九四—
五九五頁。
- 21 『日本古代国家論』第二部七五頁。
右同四八頁。六六頁。
- 22 石母田正氏前掲書(12)一八頁。佐藤四信氏『出雲
風土記の神話』五八頁。三谷栄一氏『日本神話の基
盤』一八三頁。
- 24 前掲書(21)一〇〜一四頁。